

山口県文化財保存活用大綱〔概要〕

策定の背景と目的

- ◇ 少子高齢化や過疎化の進展等による社会状況の変化を背景に、文化財を守り伝えてきたコミュニティ機能の低下や文化財の継承者不足等が顕在化。また、頻発する自然災害等により、文化財の喪失が進行
- ◇ 地域社会総がかりで文化財の保存・活用を進めていくことを目的に文化財保護法が改正され、各都道府県において地域が一体となって保存・活用を計画的に進めていくための基本的な方向性を示す大綱の策定が制度化
- ◇ 県、市町、所有者等が相互に理解を図りながら、地域全体で同じ方針のもとに保存・活用に取り組む共通の基盤として大綱を策定

文化財の意義

先人たちの長年にわたる努力により継承されてきた文化財は、心豊かな生活の源となるもので地域社会の精神的な支柱であり、優れた文化の創造と発展の基礎となるもの

大綱の位置付け

- ◇ 文化財保護法第183条の2第1項に定める県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱
- ◇ 本県の総合計画である「やまぐち維新プラン」や教育分野の計画である「山口県教育振興基本計画」における文化財分野に係る個別指針

第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

1 山口県の概要

- 三方が海に開かれ、県の中央部を中国山地が東西に走るといふ地勢により、気候が温暖で、多様な植物や動物等が生息し地質の博物館と称されるなど、自然が豊か
- 人口は、昭和60年以降、減少を続け、近年では社会減に加え自然減も進行。特に中山間地域の減少率が高い
- 室町時代の大内氏の繁栄に伴う文化財や近代国家の成立につながった幕末維新関連の文化財が多く存在
- 年間50万人以上の観光客のある文化財も存在

2 山口県の文化財の概要

- 国の文化財は、国宝の10件と特別天然記念物の3件を含め、指定・選定文化財が257件、登録が105件
- 県の文化財は、指定文化財が355件で、有形文化財は彫刻、天然記念物は植物、無形民俗文化財は民俗芸能が多いことが特徴
- 埋蔵文化財包蔵地は3106ヶ所あり、弥生時代から中世にかけての遺跡が多い

3 文化財の保存・活用に関する課題

- 調査が十分でない分野の文化財や、未指定だが価値の高い文化財も存在
- 経費負担の問題で修理が滞り、さらなる劣化の進行により修理費が増大するという悪循環も発生
- 相続者や継承者の不足等により、管理や行事の実施が困難な状況が発生
- 娯楽の多様化や価値観の変容等による文化財の本質的価値の理解の低下
- 文化財を観光等の地域資源として活用する能力への要求
- 自然災害等の頻発による文化財への被害の甚大化

4 目指すべき方向性・将来像

〔目指すべき方向性〕

- 県民一人ひとりが、文化財の重要性や可能性を理解し、文化財の継承者、伝承者、支援者として、主体的に守り伝えていく地域社会を目指す。
- 文化財の魅力を最大限に発揮し、それにより生まれる社会的・経済的な価値を地域の維持発展に役立て、文化財の保存はもとより、新たな文化創造へと還元される好循環の創出を目指す。

〔目指すべき将来像〕

地域の伝統・文化の象徴である文化財が、まちづくりや地域活性化などに生かされながら後世に守り伝えられ、地域の伝統・文化を醸成していく。

5 文化財の保存・活用の方針

- 文化財の幅広い掘り起しや価値が高いものの指定等による保護の実施
- 適時適切な保存・修理等による価値の維持
- 文化財の本質的な価値の理解促進と身近なものに感じられる環境づくりの推進

第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

1 文化財の調査・研究、指定等

- 未指定文化財の全県的な悉皆調査の実施
- 調査結果等を踏まえた指定の推進

2 文化財の修理・整備への支援

- 中・長期的な修理・整備計画の把握と寄付なども活用した計画的な財源の確保
- 保全・整備活動などを行うボランティア団体等との連携促進
- 専門的な知見等による技術的助言

3 文化財継承の担い手の確保

- 文化財保存活用支援団体やヘリテージマネージャー等の専門家の育成促進
- 所有者に代わり維持管理を行う管理責任者の研修と制度の利用促進

4 教育・人材育成

- 授業や課外活動での文化財を活用した学習機会の促進
- 出前講座や博物館等での学ぶ機会の充実
- 市町担当職員やボランティアガイド等の研修や情報提供

5 効果的な情報発信

- ホームページ等による指定文化財等の情報発信の強化
- ガイドツアーの充実や先端技術を利用したわかりやすい公開活用
- 無形民俗文化財等保存団体が行う公開機会の促進

6 地域活性化につながる効果的な活用

- 地域にある様々な文化資源の面的活用の促進
- 関係自治体と連携した関連性のある文化財の広域的な活用促進
- 観光部局等と連携した観光施設等との連携活用の促進

第3章 市町への支援の方針

- 全ての市町が、それぞれの地域の歴史や文化的特徴等を生かした保存・活用に係る取組が進むよう、下記の支援を実施する
 - 保存・活用に係る取組に対する事務処理ノウハウの提供や技術的な助言・支援、補助金をはじめとした各種支援制度等の情報提供
 - 地域計画の作成に向けた技術的な助言や情報提供
 - 建築基準法の適用除外等を受ける際の建築部局と連携した助言

第4章 防災・災害発生時の対応

- 1 防犯体制づくり
 - 地域や警察等関係機関と連携した防犯活動の推進や防犯設備の充実などの防犯環境の整備促進
- 2 防火体制づくり
 - 地域や消防等関係機関と連携した初期消火体制の構築や定期的な防火設備の点検、老朽化した設備等の修理・更新の促進
- 3 防災体制づくり
 - 安全な管理場所への移動の検討など、文化財が被災しにくい環境づくりの推進
 - 所有者等への文化財の価値の事前の周知徹底等による被災時の保全対策の促進
- 4 山口県建築士会やヘリテージマネージャーとの連携

第5章 文化財の保存・活用の推進体制

- 1 推進体制
 - 担当課を中心に、文化振興、自然保護、観光等の関係部門と連携するとともに、市町や民間団体とも協力し、より広い視点から文化財の保護・活用を推進
- 2 今後の体制整備の方針
 - 研修等を通じた文化財担当職員の専門性の向上
 - 専門職員の計画的な採用や配置
 - 文化財保存活用支援団体の指定や担い手となる民間団体の育成